

仕 様 書

1. 工事名 大阪市西成区在宅サービスセンター別館 受変電設備改修工事
2. 工事場所 大阪市西成区松3丁目1番16号 西成区在宅サービスセンター「はぎのさと別館」
3. 工事内容 受変電設備機器の更新
4. 工期 令和9年 3月 31日までに完了・引渡
※変圧器はトップランナーⅡの適応品とするため発注時期および納期に注意すること

5. 参加資格

大阪市入札参加資格有資格者名簿において、工事種別「電気工事」を有する者であること。
経営規模等評価結果通知書の電気工事における総合評定値が900点以上有する者であること。
次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事施工中に配置できること。
1級電気工事施工管理技士また2級電気工事施工管理技士の資格を有し、本件と同等工事実績(履行を完了したもの)を有すること。

6. 工事実施方法

作業に先立ち工程を当協議会と打合わせを行い、係員の指示に従って実施すること。
作業にあたっては、安全確保に努めること。
写真は、作業前、作業中、作業完了を内容に応じて全容が分かるように撮影すること。
停電作業は原則として本会休館日に行うこととし、日程は事前に本会と打合わせること。
仕様書等に記載されていない事項は、すべて民間七会連合協定工事請負契約約款による。

7. 特記仕様

(1) 対象機器

- ① 高圧カットアウト (PC) 8 台
- ② 単相変圧器 (Tr) 75KVA 1 台
- ③ 三相変圧器 (Tr) 100KVA 1 台
- ④ 漏電警報器 (LGR) 2 台
- ⑤ 低圧零相変流器 (LZCT) 2 台

(2) 上記更新に付帯する工事一式

更新作業後は、法令に基づく当該電気工作物の測定・試験を行い、経済産業省等で求める電気設備技術基準の規定に適合しない事項があるときは、保守管理業者に必要な指導または助言を求めること。
交換した電気機器は、受注者が処分すること。また産業廃棄物管理票（マニフェスト）を作成すること。

電気工作物の事故発生等の場合は、応急処置を指導するとともに、事故原因の探求に協力し、必要に応じて検査を実施すること。

(3) 工事に必要な電力及び水は、必要な限度において提供する。

(4) 発生材処理再資源化可能なものは、再資源化施設等に搬入して全てリサイクルすること。

8. 法令の遵守

請負者は、本工事に関する諸法令及び諸法規を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令及び諸法規の適用は、受注者の責任において行わなければならない。

9. 官公署等への手続き請負者は、工事の実施に当たり関係官公署及びその他の関係機関に対する諸手続きが必要な場合は、請負者の責任において、法令及び条例の規定により迅速に処理しなければならない。

請負者は、届出等の諸手続きにおいて、許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督職員に提出しなければならない。

10. 契約変更

工事請負契約書に規定する協議事項は、次のとおりとする。

(1) 履行期間の変更が生じた場合

(2) その他

11. 契約締結後速やかに提出する書類

受注者は、契約締結後14日以内に以下の書類を作成し、発注者の承諾を得るものとする。
また、本工事の主任技術者または監理技術者を定め、その経歴を発注者に届け出るものとする。

(1). 施工計画書

(2). その他、工事の実施に必要な書類

12. 請負者は、労働災害及び物件損害等の発生の未然防止に努め、「労働安全衛生法」等関係法令の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講じること。

13. 提出書類

作業完了後、速やかに下記を提出すること。

工事完了報告として納入仕様書、各種試験成績結果、工事写真をファイル綴じ 1部

14. その他

(1) 請負者は、発注者の施設等に損傷を与えた場合は、その責任を負うものとする。

(2) 工事に必要な電力・水を除いて、工事に必要な資機材、ゴミ袋等は、すべて請負者が用意すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項又は工事の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議し、その指示に従うものとする。